

新 旧 対 照 表

(新)

平成 29 年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
交付要綱 (抜粋)

第 1 条 略

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、(略) 予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費

ア～エ、カ 略

オ あったかふれあいセンター等での訪問看護普及啓発活動及び健康相談経費

第 2 条 (2) ～ 2 略

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 前条第 1 項各号に掲げる補助対象事業 (以下「補助事業」という。) の補助対象経費及び補助率については、別表第 1に掲げるとおりとする。

第 4 条 ～ 第 11 条 略

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 3 月 21 日から施行する。

2 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 6 号から第 11 号まで、第 9 条第 3 項及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 略

(旧)

平成 28 年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
交付要綱 (抜粋)

第 1 条 略

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、(略) 予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費

ア～エ、カ 略

オ あったかふれあいセンターでの訪問看護普及啓発活動及び健康相談経費

第 2 条 (2) ～ 2 略

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 前条第 1 項各号に掲げる補助対象事業 (以下「補助事業」という。) の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表第 1 の第 2 欄に掲げる基準額と同表の第 3 欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

第 4 条 ～ 第 11 条 略

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 3 月 25 日から施行する。

2 この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 6 号から第 11 号まで、第 9 条第 3 項及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 略

附 則

1 この要綱は、平成29年1月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備	32,375,000 円	(略)	定額
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の一部負担		(略)	定額

別表第2（第5条—第7条関係） 略
別記 略

別表第1（第3条関係）

1 種別	2 対象経費	3 補助率
1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備	(略)	定額
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の一部負担	(略)	定額

別表第2（第5条—第7条関係） 略
別記 略

別紙2-1（追加）

別紙2-1				
平成29年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業計画				
＜あったかふれあいセンター等の活動計画＞				
訪問看護ステーション名 _____				
月 日	時間	場所	活動の予定	訪問者

別紙 8-1 (追加)

別紙 8-1

平成 29 年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業実績報告
＜あったかふれあいセンター等の活動報告＞
訪問看護ステーション名 _____

月日	時間	場所	活動の内容	訪問者
			<概要> <あったか等の利用者数> <相談人数や内容等の詳細>	
			(略)	
			(略)	
			(略)	